

世田谷区告示第 7 1 3 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 1 4 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 1 0 月 1 4 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

1 1 - D 2 7 3 - 0 6

2 変更の区間

世田谷区代田二丁目 7 1 9 番 2 4 の内から 7 1 9 番 9 7 まで

3 変更の区域

延 長 1 3 . 5 2 メートル

幅 員 0 . 2 5 メートル

面 積 3 . 4 4 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

案内図



街区	代田二丁目20番
----	----------

